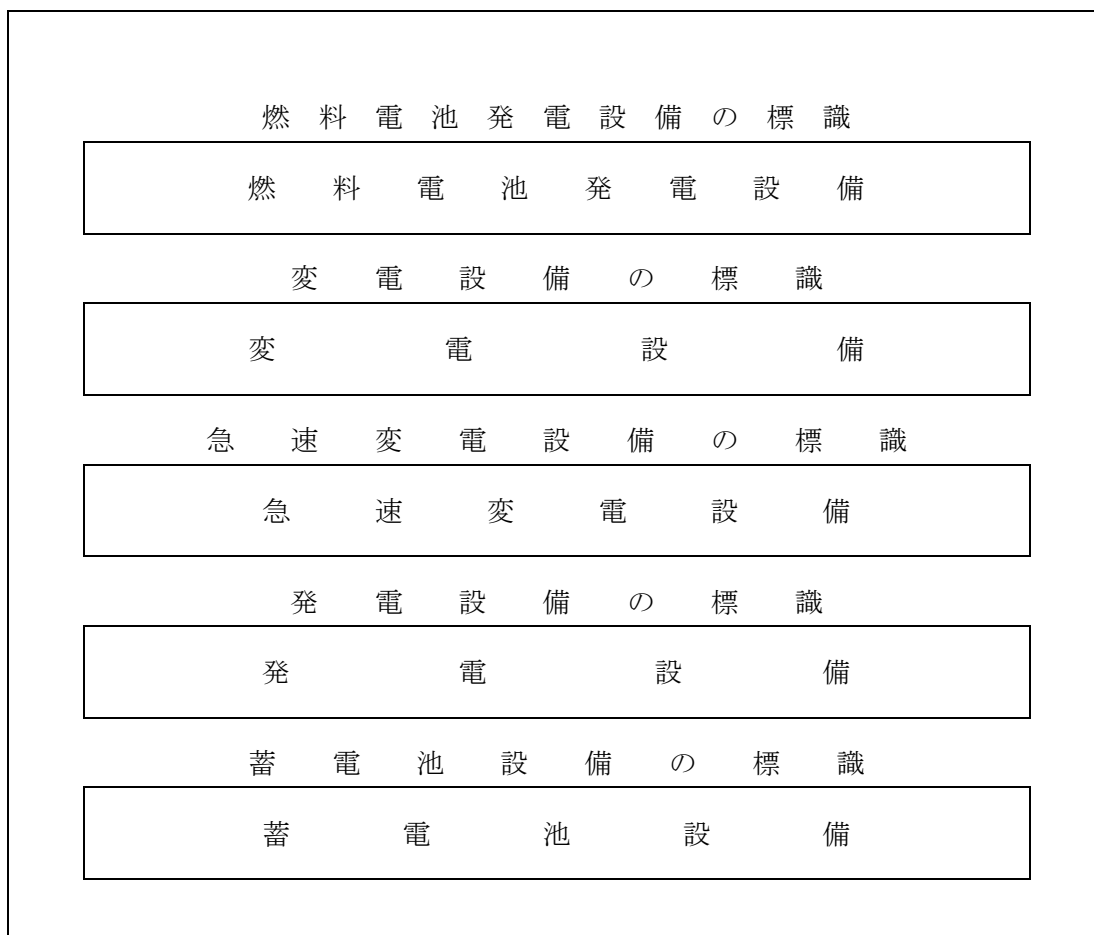


別表 1

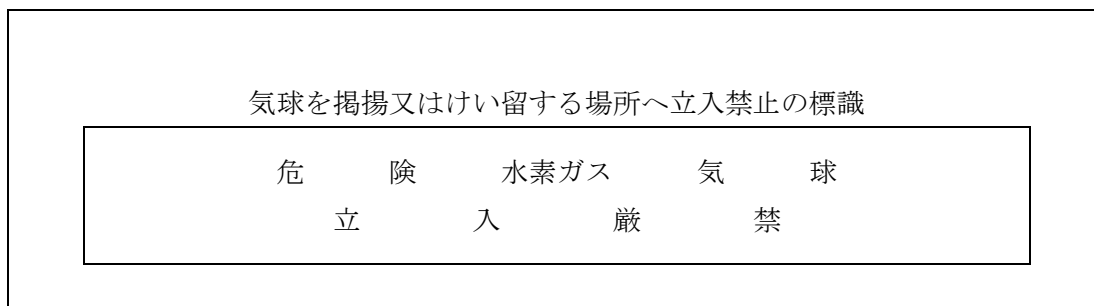
根拠条文	種別	規格					
		寸法		色		様式 形状	
		巾 cm	長さ cm	地	文字		
条例第 8 条の 4 第 2 項 及び第 3 項 条例第 11 条第 1 項第 5 号 及び第 3 項 条例第 12 条第 2 項 及び第 3 項 条例第 13 条第 2 項 及び第 4 項	燃料電池発電設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備	である旨の標識	15 以上	30 以上	白	黒	付図 1 のと おりとする。
条例第 17 条第 3 号	水素ガスを充てんする気球の掲揚 場所の立入を禁止する旨の標識		30 以上	60 以上	赤	白	付図 2 のと おりとする。
条例第 23 条第 2 項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険 物品持込厳禁」と表示した標識		25 以上	50 以上	赤	白	付図 3 のと おりとする。
条例第 23 条第 4 項	「禁煙所」と表示した標識		30 以上	10 以上	白	黒	付図 4 のと おりとする。
条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号	少量危険物又は指定可燃物を取り 扱っている旨を表示した標識並び に危険物等の類、品名及び最大数 量を記載した揭示板		30 以上	60 以上	白	黒	付図 5 のと おりとする。
	貯蔵し、又は取り扱う 危険物等の種類に応 じた注意事項を表示 した揭示板	火気厳禁 又は 火気注意 禁水			赤	白	
	移動タンクにおいて可燃性液体類 等を貯蔵し、又は取り扱う場合の 標識		30 以上	30 以上	黒	黄色の 反射塗 料	付図 5 の 3 のとおりと する。
条例第 45 条第 4 号	定 員 表 示 板		30 以上	25 以上	白	黒	付図 6 のと おりとする。
条例第 45 条第 4 号	満 員 札		50 以上	25 以上	赤	白	付図 7 のと おりとする。
条例第 49 条	避 難 経 路 図 (客 室 を 除 く)		60 以上	80 以上	白	緑	付図 8 のと おりとする。
備考 標識の材料は、木板、金属板又は合成樹脂板とする。							

付図1

変電設備等の標識



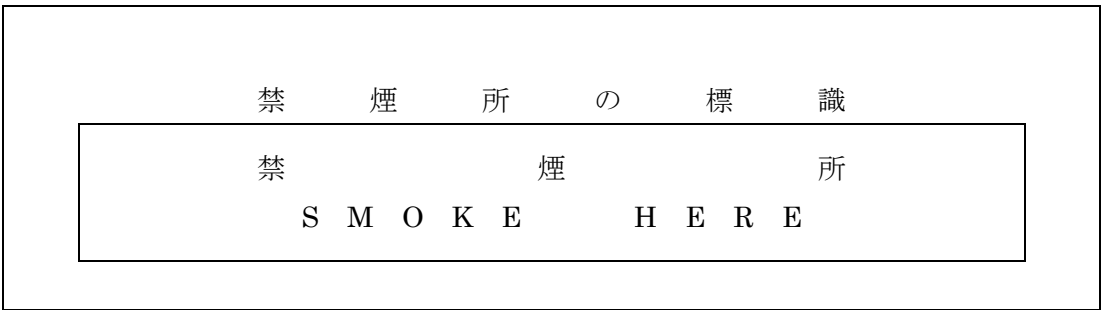
付図2



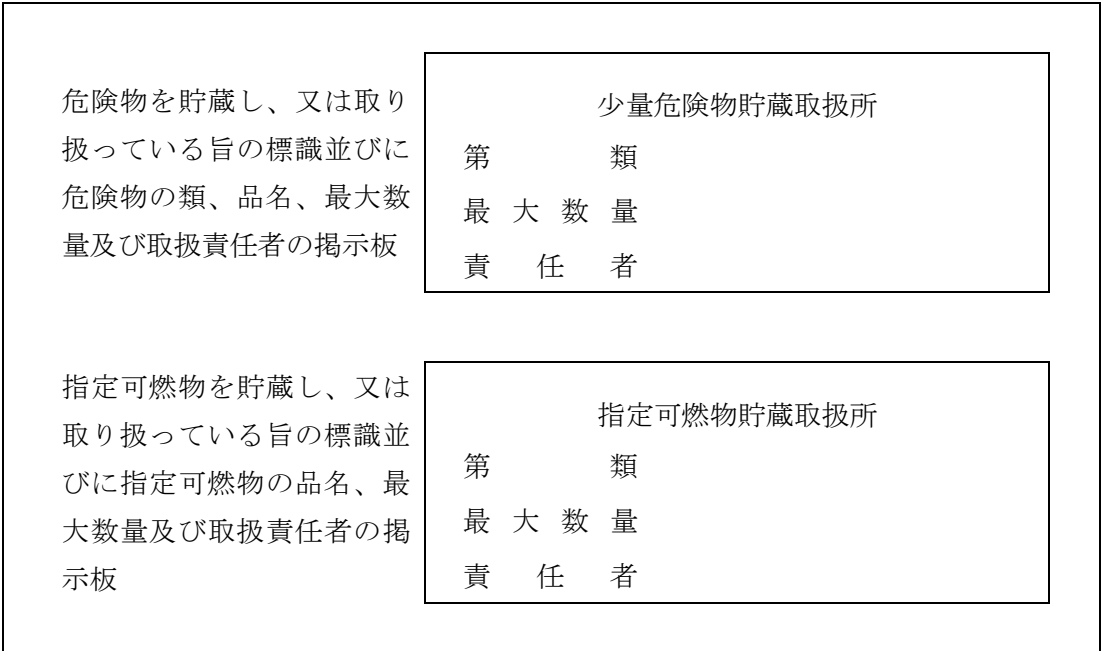
付図3



付図4



付図5



「 火 気 厳 禁 」

法別表に掲げる次の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の掲示板

- (1) 第2類の危険物のうち引火性固体
- (2) 第3類の危険物のうち自然発火性物品
- (3) 第4類の危険物
- (4) 第5類の危険物
- (5) 指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体に限る。）

火	気	厳	禁
DO	NOT	USE	FIRE

「 火 気 注 意 」

法別表に掲げる次の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の掲示板

- (1) 第2類の危険物（引火性の固体を除く。）
- (2) 指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）

火	気	注	意
CAUTION	FLAMMABLE	ITEMS	

「 禁 水 」 の 掲 示 板

法別表に掲げる次の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の掲示板


- (1) 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの
- (2) 禁水性物品

禁	水			
KEEP	AWAY	FROM	THE	WATER

付図5の3

移動タンクにおいて可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合の標識	指 定 可 燃 物
----------------------------------	--------------

付図6

定 員 表 示 板	
	備考
定 員 名	消防章、横線及び定員枠の色は金色、中央部は、赤色とする。
岩内・寿都地方消防組合	

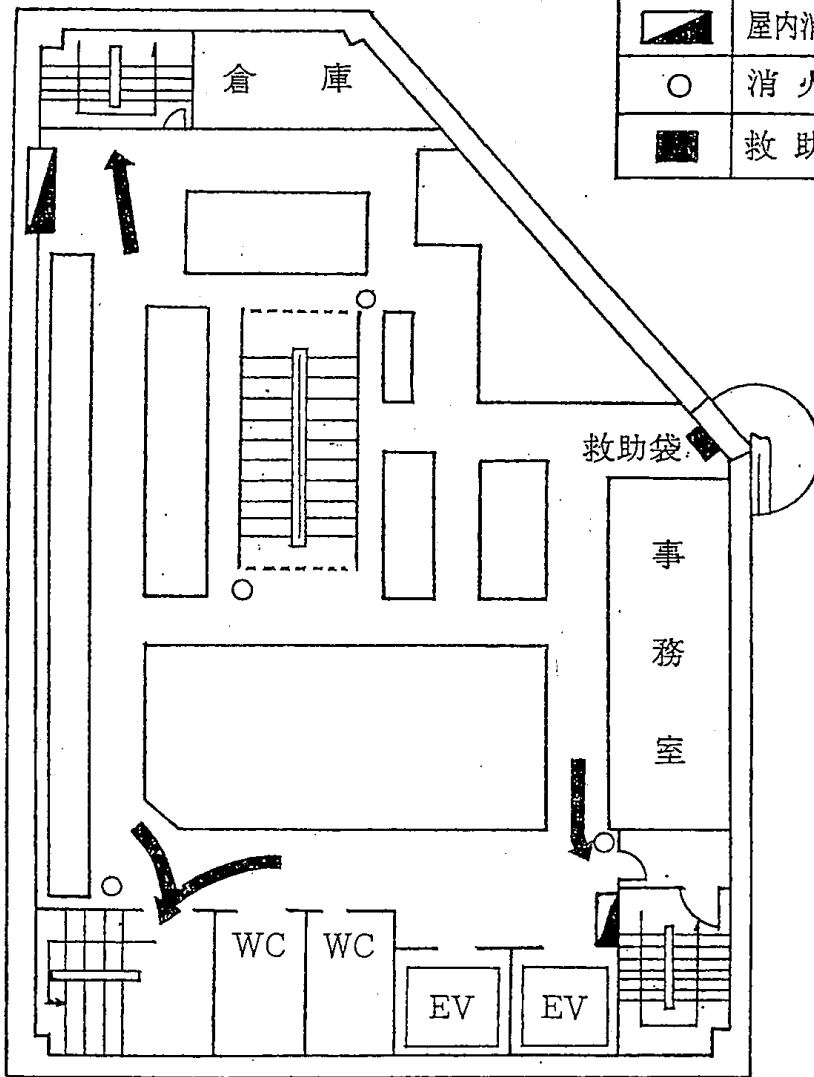
付図7

満 員 札
只今場内満員につきしばらくお待ち下さい NO MORE SEATS, PLEASE WAIT

〇〇階 避難経路図
(EMERGENCY ROUTE)

凡例

記号	内容
←	避難通路
▤	屋内消火栓
○	消火器
■	救助袋



- 備考1 この図は例示である。
2 提出する位置を図示すること。